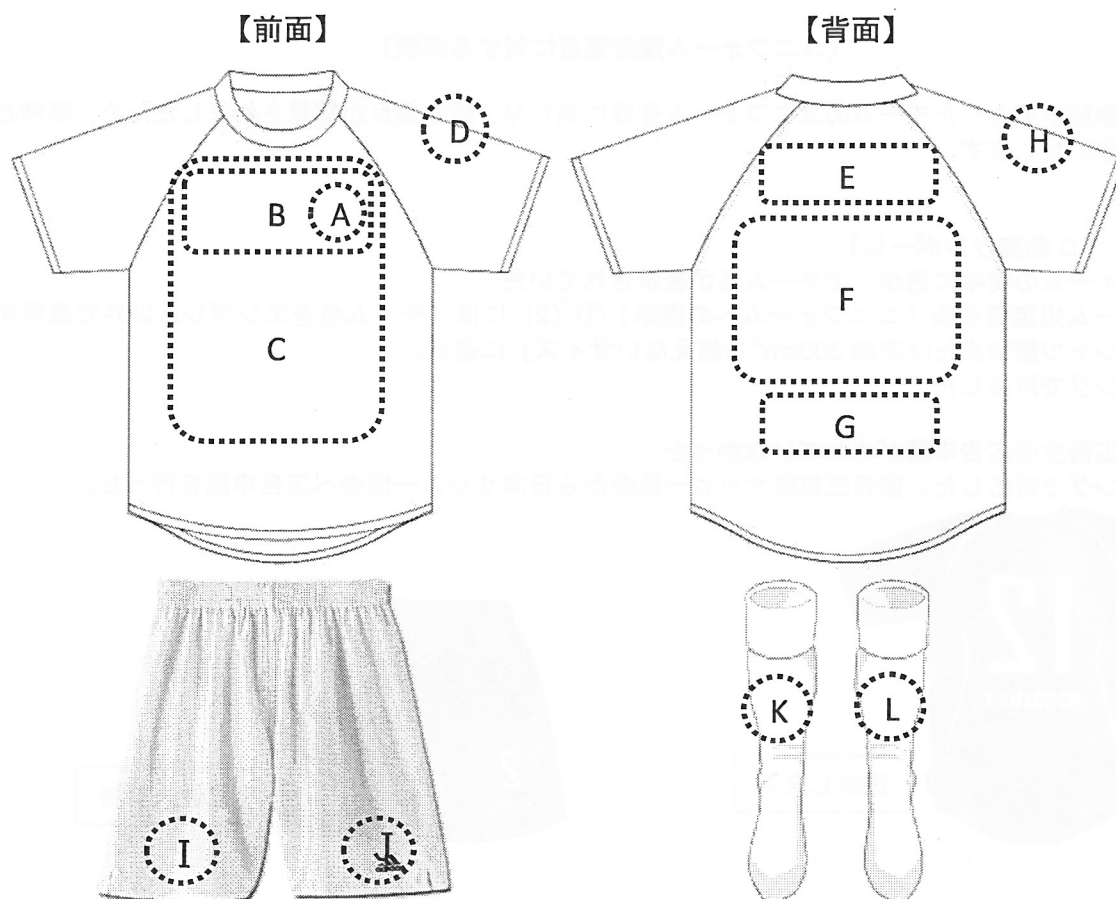




掲示可能箇所

◆エンブレム

シャツ A
 ショーツ I または J
 ストッキング K、L

◆広告

シャツ 前面: C(選手番号の上または下)
 背面: EまたはG
 左袖: D
 ショーツ 前面左: J

◆チーム名

シャツ C または A
 ※エンブレムとの併記可能

◆ホームタウン名または活動地域名

シャツ D または H
 もしくはAの周辺またはC(チーム名)の周辺

◆選手番号

シャツ 前面: C
 背面: F
 ショーツ I または J

◆選手名

シャツ E
 ※Eに広告掲示がある場合はG

◆メーカー名、ロゴ

シャツ B
 帯状の場合は、肩・脇・袖に巾10cm以下であれば可能
 ショーツ I または J
 帯状の場合は、腰脇・裾に巾10cm以下であれば可能
 ストッキング K、L
 帯状の場合は、巾5cm以下であれば可能

〔ユニフォーム規定違反に対する解釈〕

本大会に参加申込をしたチームのユニフォーム登録に当たり、規定違反が散見されましたため、事例とともに報告いたします。

【事例1 FC 鈴鹿ランポーレ】

◆ユニフォームの背中に透かしでチーム名が表示されていた

ユニフォーム規定第6条〔ユニフォームへの表示〕①(2)には「チーム名をエンブレム以外で表示する場合はシャツ前面または左胸 300cm² を超えないサイズ」に違反。

→マスキングで対応した。

◆一部の広告主の広告申請がされていなかった

→マスキングで対応した。後日三重県サッカー協会から日本サッカー協会へ広告申請を行った。



透かし文字



広告未申請

【事例2 ファジアーノ岡山ネクスト】

◆トップチームと同じデザインのユニフォームを申請。「チーム名の表示」について違反があった

当該チームはアマチュアチームのため、ユニフォーム規定第6条〔ユニフォームへの表示〕①(2)「チーム名をエンブレム以外で表示する場合はシャツ前面または左胸 300cm² を超えないサイズ」に違反。

なお、Jリーグはユニフォーム要項第14条第2項「ショーツには、次のいずれかのものを1か所表示することができる。チーム名 ただし大きさは50cm²」とし表示を認めている。

→Jクラブ関連チームということで特例として登録を認めた。



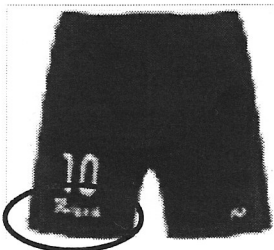
チーム名の表示違反
(前面のみ可)

チーム名の表示違反
(エンブレムであれば可)

【事例3 柏レイソルU18】

◆トップチームと同じデザインのユニフォームを申請。ショーツにチーム名が表示されていた。

当該チームはアマチュアチームのため、ユニフォーム規定第6条〔ユニフォームへの表示〕①(2)「チーム名をエンブレム以外で表示する場合はシャツ前面または左胸 300cm²を超えないサイズ」に違反。
→Jクラブ関連組織ということで特例として登録を認めた。

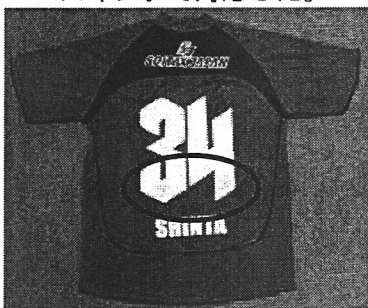


チーム名の表示違反
(エンブレム 50cm²であれば可)

【事例4 HOYO 大分】

◆背中の選手番号内にチームエンブレムが表示されていた。

ユニフォーム規定第6条〔ユニフォームへの表示〕①(1)「チームエンブレム シャツの左胸 300cm²を超えないサイズ」に違反。
→マスキングで対応した。



チームエンブレムが選手番号内に表示違反
(シャツのエンブレム表示は前面のみ可)

【事例5 パナソニックエナジー徳島】

■背中の選手番号内に製造者ロゴが表示されていた。

ユニフォーム規定第6条〔ユニフォームへの表示〕⑥「製造メーカー名、ロゴ」の表示に違反。
製造メーカー名およびロゴは、選手番号内への表示は認めていない。



製造メーカー名の表示違反
(選手番号内への表示は認めていない)

課題

- ・Jクラブ下部組織や関連組織によるトップチームと同じユニフォームの申請について
- ・ユニフォーム規定の遵守の徹底